

(仮称) 3.11 ビフォーアフターパンフレット制作業務 仕様書

1 委託業務名

(仮称) 3.11 ビフォーアフターパンフレット制作業務

2 目的

本市は、東日本大震災からの復興において、震災の経験や教訓を生かした防災環境都市づくりを推進してきました。現在では発災から11年が経過し、復興による新しい“まち”や“風景”ができあがっています。

本パンフレットは、震災前後を含めた本市まちづくりの一連の変化(「何が」、「どうなって」、「どうなった」か)を一目で把握いただき、本市の今の姿やまちづくり(復興)の意義への理解を深めることを目的に制作・配付するものです。

なお、本パンフレットは、市外(海外含む)からの多くの来場者が見込まれる、令和5年開催の「仙台防災未来フォーラム 2023」、「世界防災フォーラム 2023」、「G7 仙台科学技術大臣会合」および「第40回全国都市緑化仙台フェア」での配付及び視察対応での使用を予定しています。

3 履行期間

着手日から令和5年3月3日(金)まで

4 委託業務内容

(1) パンフレット構成・デザイン調整

タイトルの提案を含めた全体の構成やページレイアウト、デザインの企画、立案を行うこと。

プロポーザルでの企画提案内容をもとに、仙台市まちづくり政策局防災環境都市推進室と十分に協議を行い、決定する。

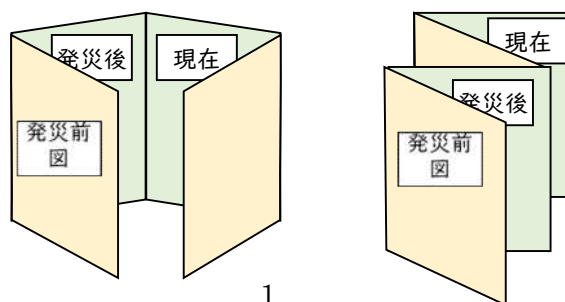
なお、パンフレットへの掲載内容、仕様等は以下のとおり。

<掲載内容および留意事項>

- ・次頁表の内容を盛り込みつつ、震災前(または直後)と現在の仙台を比較できるように、折り方や綴じ方を工夫した構成とする。
- ・説明文等の文章は最小限として、イラストや写真等を中心とした一目で理解しやすい内容、構成とする。写真等の素材は発注者から提供する場合もある。
- ・気軽に手に取りやすい、親しみやすさやアイキャッチを意識したデザインとする。

※原稿の量、画像の配置等の事情によって、制作過程で項目の追加または削除を行う場合あり。

(参考イメージ)



テーマ	内容
街並み	○震災前～発災直後～現在の街並み（イラスト） ※俯瞰（鳥瞰）で見比べられるように
震災被害	○地震の概要 ・地震名 ・日時 ・震央地名 ・規模 ・最大震度 ・市内震度 ・津波の高さ など ○被害の概要 ・人的被害 ・建物被害 ・宅地被害 ・津波浸水 ・浸水面積 ・市内被害額 など
まちづくり① （復興関係）	○多重防御による総合的な津波対策 ・海岸堤防 ・海岸防災林 ・かさ上げ道路 ・避難の丘 ・津波避難タワー/ビル ・避難道路 ・防災集団移転 ・東部道路への避難階段の整備 など ○産業の活性化 ・大規模ほ場整備 ・防災集団移転跡地利活用 など
まちづくり② （復興以外）	○特徴的な施設や取り組み ・次世代放射光設備「ナノテラス」 ・仙臺緑彩館 など
振り返り	○復旧・復興のあゆみ年表

<仕様>

- ・印刷部数：20,000部（日本語 10,000部、英語 10,000部）
※日本語を英語に翻訳した上で、2言語でのパンフレットを制作すること。デザインとレイアウトは同じが良い。
- ・用紙：マットコート紙 110kg
- ・色数：両面フルカラー（4c/4c）
- ・ページ数：1ページのサイズはA4版とし8ページ分。
※折り方・綴じ方の指定なし。提案に含む。

（2）パンフレット原稿の制作

（1）に基づき、原稿を制作するとともに、英語版制作のための翻訳も行うこと。（ネイティブチェックを含む）

（3）印刷、製本及び納品

制作した原稿を（1）の仕様に基づき印刷を行い、発注者の指示する場所に3月3日（金）までに納品すること。また、版下データについては、CD又はDVDで納品すること。

5 履行方法

- (1) 受注者は、本業務の履行にあたり、業務担当者を選任し、本市に報告すること。
- (2) 本業務の履行にあたっては、仙台市及び受託者は十分な連絡を取り合い、その都度進捗状況を確認するものとする。また、受託者は事業の進捗を定期的に仙台市に報告すること。
- (3) 本業務の実施に関して、他の業者と打合せを行った場合には、その内容を書面にて速やかに仙台市に報告すること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、仙台市と協議の上、指示を受けること。

6 報告事項

履行期間中において、本事業効果の検証に関するデータ提供や分析について、必要な項目をあらかじめ仙台市と協議の上、適宜報告すること。

7 著作権等の取扱い

- (1) 本業務に基づいて制作された成果物の著作権は、仙台市に帰属する。
- (2) 本業務の履行にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (3) 制作過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用許諾の処理等については、受託者の負担において一切を行うものとし、本業務の遂行中及び完了後、仙台市においていかなる費用も発生しないようにすること。
- (4) 著作権、肖像権に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、仙台市はその責任を負わない。

8 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたって知り得た秘密を洩らし、または自己の利益のために利用してはならない。本業務が終了した後も同様とする。
- (2) 成果物（業務履行過程に得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写または譲渡してはならない。ただし、仙台市の承諾を得た場合はこの限りではない。